

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	海南市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1.健康管理システム(サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)含む) 2.統合宛名システム 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条、第28条、第155条及び第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部 健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所 くらし部 健康課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8441
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	個人番号はシステム内で管理しており、人手を介在させる作業においては個人番号の表示等をしないことで、漏えい等のリスク対策としている。また、情報提供ネットワークを通じた情報照会の実施時には複数人で確認する体制としている。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	情報提供ネットワークを通じた情報連携に関して、権限のない事務は選択できないように制限するとともに、情報提供ネットワークを通じた情報照会の実施時には複数人で確認する体制としている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月30日	I-4-②法令上の根拠	1.番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の第115の2の項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項) 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2主務省令における情報提供の根拠) ・第12条の2 ・別表第2省令(第59条の2) (※別表第2の115の2の項) (別表第2主務省令における情報照会の根拠) ・第13条 ・別表第2省令(第59条の2) (※別表第2の115の2の項)	1.番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の第115の2の項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項) 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第2省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2主務省令における情報提供の根拠) ・第12条の2 ・別表第2省令(第59条の2) (※別表第2の115の2の項) (別表第2主務省令における情報照会の根拠) ・第13条 ・別表第2省令(第59条の2) (※別表第2の115の2の項)	事後	番号法改正による変更
令和3年8月30日	II-1-1-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和3年8月30日	II-2-1-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I-1-②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第2に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報連携ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事前	
令和7年2月28日	I-2特定個人情報ファイル名	1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事前	
令和7年2月28日	I-3法令上の根拠	番号法利用法第9条第1項 別表第1の93の2の項	番号法第9条第1項及び別表126の項	事前	
令和7年2月28日	I-4-②法令上の根拠	1.番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の第115の2の項 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項)	番号法第19条8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I-4-②法令上の根拠	2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第2省令） （平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第2主務省令における情報提供の根拠） ・第12条の2 ・別表第2省令（第59条の2） （※別表第2の115の2の項） （別表第2主務省令における情報照会の根拠） ・第13条 ・別表第2省令（第59条の2） （※別表第2の115の2の項）	番号法第19条8号並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条、第28条、第155条及び第156条	事前	
令和7年2月28日	II-1いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年1月31日 時点	事前	
令和7年2月28日	II-2いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年1月31日 時点	事前	
令和7年2月28日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	事前	
令和7年2月28日	IV-8判断の根拠	（新設）	個人番号はシステム内で管理しており、人手を介在させる作業においては個人番号の表示等をしないことで、漏えい等のリスク対策としている。また、情報提供ネットワークを通じた情報照会の実施時には複数人で確認する体制としている。	事前	
令和7年2月28日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	（新設）	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	
令和7年2月28日	IV-11当該対策は十分か【再掲】	（新設）	十分である	事前	
令和7年2月28日	IV-11判断の根拠	（新設）	情報提供ネットワークを通じた情報連携に関して、権限のない事務は選択できないように制限するとともに、情報提供ネットワークを通じた情報照会の実施時には複数人で確認する体制としている。	事前	